生活支援サービス（通所型サービスＡ）・介護予防（現行相当）・通所介護事業所
デイサービスセンターパワーリハビリ倶楽部運営規定（概要）

（事業の目的）

第1条　有限会社　リハビリケア研究所が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従事者（以下「生活相談員という」が要介護状態また要支援状態にある利用者に対し適切な通所介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条　１．事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ得て、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、その有する能力に応じ自立した生活が続して営めるように支援する。

２．事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３．　事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする

４．　指定通所介護の提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業所の名称及び所在地は、次の通りである。

１．名　称：デイサービスセンターパワーリハビリ倶楽部

２．所在地：兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋 846-2

（職員の職種、員数、職務内容）

第4条　　事業所に勤務する職種、員数, 及び職務内容は次の通りである。

1. 管理者：1 名（常勤　生活相談員兼務）
2. 生活相談員　3 名（常勤　1 名　その他 2 名　介護職員兼務　資格介護福祉士、）
3. 看護師　8 名（機能訓練指導員兼務、非常勤 8 名）
4. 介護職員　14 名以上（、非常勤 14 名以上　送迎員、調理職員兼務）

5. 機能訓練指導員 2 名（理学療法士 1 名, 按摩マッサージ師 1 名）

生活相談員等は、通所介護計画書を作成、変更を行い利用者、又はその家族に説明する。生活相談等は利用者、又はその家族から介護上の相談を受ける。

（営業日及び営業時間）

第5条　営業日及び営業時間は次の通りとする。

１：営業日は月曜日～土曜日（祝日を含む）

但し、8 月 12 日～16 日、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く

２：営業時間は 8：30 から 17：30 までとする。

（通所介護の利用定員）

第 6 条　　1 単位 30 人まで

（通所介護の提供方法および内容）

第 7 条　　通所介護の内容は次のとおりである。

1：送迎・食事・入浴　2：健康チェック

3：機能回復訓練、物理療法

4：日常生活動作訓練（食事、入浴、排泄動作等を含む）

5：レクリエーション、各種体操、作業療法

（利用料金その他の費用の額）

第８条

指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときはその１割の額、一定以上所得者の利用者負担は 2 割、3 割の額とする。

その他の費用の額は重要事項説明書に定める通りである。

（通常の事業の実施地域）

第９条　　通常の事業の実施地域は西脇市、多可町、丹波市山南町である。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条　　生活相談員等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡して適切な処置を行うこととする。

二　生活相談員等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

（非常災害等）

第 11 条　　非常時、災害時の対策としては建物を所有する有限会社リハビリケア研究所と協力し非難、初期消火を実施する。また予防として年 2 回（５月・11 月）の訓練を実施する。

（衛生管理等）

第 12 条　　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）　事業所における感染症の予防及びびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）　事業所における感染の予防及びびまん延の防止のための指針を整備する。

（3）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営についての留意事項）

第 12 条　　事業所は生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①　事業所は、全ての通所介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

二　事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三　従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

四　施設を利用するに際して明らかに利用者の非によって生じた、事業所に対する損害および不利益を与えた場合は、利用者又はその家族が損害賠償の責めを負うものとする。又は場合によっては施設の利用を中止させることがある。

①　事業所は、適切な指定介護通所介護（指定予防通所事業）の提供を確保する観点から、

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

②　（虐待防止に関する事項）

事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）　虐待防止のための指針の整備

（3）　虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

③　（業務継続計画（BCP）の策定等）

（1）　事業所は感染所や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護（指定予防通所介護事業）の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

（2）　事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（3）　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

④　（地域との連携等）

（1）事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

五　この規定に定める次項の外、運営に関する重要事項は、有限会社リハビリケア研究所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は令和3年3月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する